

令和6年度

# 松本市結婚新生活支援事業補助金

松本市で新生活をスタートさせる新婚世帯を対象に、結婚に伴う住宅費用等を補助します！



◆補助額 **最大 40万円**

夫婦ともに29歳以下であれば

➡ **最大 70万円**

◆申請期間 令和6年7月1日(月)～令和7年3月31日(月)

※ 年度末は窓口が混み合うため、令和7年1月末までの申請にご協力ください。

◆対象世帯

- ・ 令和6年1月1日～令和7年3月31日までに入籍した世帯
  - ・ 夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下の世帯
  - ・ 夫婦の令和5年分の所得の合計金額が500万円未満の世帯
- ※ 詳しくは裏面のフローチャートをご覧ください。  
※ パートナーシップ宣誓世帯も対象となります。

◆対象経費 令和6年4月1日～令和7年3月31日までに支払いを行った下記の費用

## 住宅の取得費用

新築  
中古



建物の購入費のみ  
(土地の購入費を  
除く)

## 住宅の賃借費用



賃料、敷金、  
礼金、共益費、  
仲介手数料のみ

## 引越費用



引越業者や運送業  
者に支払った引越  
費用

## リフォーム費用



住宅の機能の維持  
又は向上のために行う  
修繕、増築、改築、設  
備更新等の工事費用

## ◆対象世帯のフローチャート（パートナーシップ宣誓の方は読み替えてご確認ください）

① 令和6年1月1日～令和7年3月31日までに入籍を行い、夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下ですか？

いいえ

はい

② 夫婦の令和5年分の所得の合計金額が500万円未満ですか？  
※ 市区町村が発行する所得証明書で所得を確認してください。  
所得証明書は、令和6年1月1日に住民票のあった市町村で取得できます。  
（なお、所得が給与のみの場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」を参考にしてください。）  
※ 貸与型奨学金を返還している場合は、令和5年中の返済額を控除します。

いいえ

はい

③ 申請日において、夫婦の住民票の住所が、結婚に伴い新たに生活を送るための松本市内の住宅の住所となっていますか？

いいえ

はい

④ 夫婦の双方又は一方が、過去に松本市や他の自治体で、この制度に基づく補助金の交付を受けたことがありますか？

いいえ

はい

⑤ 夫婦ともに松本市税に滞納はありませんか？

いいえ

はい

対象世帯ではありません

対象世帯となる可能性がありますので、下記窓口までご相談ください。

## ◆補助額

・夫婦ともに29歳以下の世帯 上限60万円+**上乗せ10万円** → **最大70万円**

・夫婦ともに39歳以下の世帯 上限30万円+**上乗せ10万円** → **最大40万円**

※ 上限を超えた住宅取得費用又はリフォーム費用に対して、松本市独自で10万円を限度に、上乗せ補助します。



## ◆申請・問い合わせ先

補助金の申請を希望される方は、事前にご相談ください。  
詳しい内容については、ホームページをチェック！

松本市役所 住民自治局 移住推進課（市役所本庁舎1階）  
住 所：〒390-8620 松本市丸の内3番7号  
電 話：0263-34-3193（直通）FAX：0263-34-3493  
メール：matsumotogurashi@city.matsumoto.lg.jp

